

介護保険制度の抜本改善、介護従事者の処遇改善を求める意見書

介護保険制度は、利用料、食費・居住費などの重い費用負担のために必要なサービスを十分利用できない実態が広がり続けており、家族の介護を理由とする介護離職も高止まりのままである。

2024年度の介護報酬改定はプラス改定となったが、介護職員と全産業平均との月額約7万円の賃金格差を埋めるには程遠い内容であり、介護事業所の経営に困難をもたらしている物価上昇分をカバーすることもできない改定である。

介護現場の人手不足も深刻で、ヘルパーの有効求人倍率が1.4倍を超えるなど、このままでは介護の担い手がいなくなり、介護保険制度そのものが崩壊しかねない。高齢者福祉の拠点となる地域包括支援センターでも、人員不足は深刻化していて、専門職の確保が出来ない状況が起こりつつある。

こうした中、政府は利用料2割負担の対象拡大、ケアプラン有料化、要介護1、2のサービスの保険給付外しなど、さらなる改悪に向けた審議を再開しようとしている。介護する人・受ける人が共に大切にされる介護保険制度の実現には、社会保障費を増やし介護保険の国庫負担を引き上げ、介護従事者の大幅な処遇改善と増員を図ることが何よりも必要である。よって、下記の事項について要望する。

記

1. 社会保障費を大幅に増やし、必要なときに必要な介護が保障されるよう、費用負担の軽減、サービスの拡充など介護保険制度の抜本的な見直しを行うこと。介護保険財政に対する国庫負担の割合を大幅に引き上げること。
2. 利用料2割負担の対象者の拡大、ケアプランの有料化、要介護1、2の保険給付外し（総合事業への移行）など、介護保険の利用に重大な困難をもたらす新たな制度見直しを検討しないこと。
3. 全額国庫負担により、全ての介護従事者の賃金を全産業平均まで早急に引き上げること。介護従事者を大幅に増やし、一人夜勤の解消、人員配置基準の引上げを行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 7年 3月19日

大和郡山市議会

提出先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、
厚生労働大臣